

議案第 7 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年条例第 30 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 4 月 30 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。